

自動車整備技能登録試験（筆記）試験を受験される方へ （自動車整備士の種類の改正に伴うご連絡）

令和9年1月1日より、一部改正された自動車整備士技能検定規則が施行され、下記の通り整備士の種類が変更となります。また、それに伴い当振興会で実施しております自動車整備士講習は、令和8年10月から新自動車整備士制度に基づいて実施することとなりますので、今後実施される登録筆記試験の受験についてはご注意願います。

・新しい整備士資格体系は以下の通りです。

	自動車整備士の種類 （※電子制御の内容を含む資格）		自動車整備士の種類 （※電子制御の内容を含む資格）
一級	一級大型自動車整備士（※）	一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級小型自動車整備士（※）		一級自動車整備士（二輪）
	一級二輪自動車整備士	二級	二級自動車整備士（総合）（※）
二級	二級ガソリン自動車整備士		二級自動車整備士（二輪）
	二級ディーゼル自動車整備士		
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士	三級	三級自動車整備士（総合）
三級	三級自動車シャシ整備士		三級自動車整備士（二輪）
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		
	三級自動車ディーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士	特殊	自動車タイヤ整備士
特殊	自動車タイヤ整備士		自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車電気装置整備士		自動車車体・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体整備士		

※新しい整備士の種類に対応した登録試験が令和9年3月（1級は令和10年3月）から実施されます。

- ・従来の整備士養成講習修了者は、令和9年3月から令和10年3月迄〔その後は未定〕に実施される同種類の学科試験のみ受験が可能です。
- ・令和8年10月（1級は令和9年5月）以前の学科試験に合格された方は、令和9年1月から令和11年1月迄（1級は令和9年8月から令和11年8月迄）〔その後は未定〕に実施される同種類の実技試験が受験可能です。

※なお、当振興会で実施している整備士養成講習は、令和8年10月から新自動車整備士制度に基づいて整備士講習を実施する予定となっております。

従って、従来の登録学科試験に合格していても、同種類の養成講習が受講できない等により自動車整備士資格が取得できない場合がありますのでご注意下さい。

※当県における自動車整備士講習の開講予定表

令和7年度	令和8年度		令和9年度	
後期(10月～)	前期（4月～）	後期(10月～)	前期（4月～）	後期(10月～)
旧3級ガソリン(基礎含む)	旧3級ガソリン(基礎含む)	新3級総合	新3級総合	新3級総合
	旧2級ガソリン		新2級総合	